

1日1円で助け合う。

交通災害 共済加入 のご案内

全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金または災害の程度に応じて見舞金が支給される、「交通災害共済」の令和2年度加入予約受け付けが2月1日から始まっています。

毎年加入している人も、今まで加入していなかった人も、万が一に備え、ご家族そろって加入しましょう。

共済
期間

令和2年4月1日(水)～
令和3年3月31日(水)

会費

年間1人 350円



申込方法

<団体加入>

町会、交通安全母の会、小・中学校、保育園などで加入のとりまとめを行いますので、会費を添えてお申し込みください。

<団体以外での一般加入>

本庁舎総務課または尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課で随時受け付けをしています。

※二重加入にならないようご注意ください。

※4月1日以降に加入された方は、加入申し込みされた日時からの適用となりますので、ご注意ください。

対象災害について

対象となる災害

自動車、バイク、自転車などの
道路交通による人身事故



対象とならない災害

- 1 故意（暴走行為、自殺、保険金詐欺など）または重大な過失（信号無視、原付バイクの二人乗りなど）によって交通事故を起こし、不正に見舞金などを受けようとする場合
- 2 無免許運転・酒気帯び運転をし、またその事情を知らずながら同乗して交通事故による災害を受けた場合
- 3 地震、洪水、暴風、その他の天災によって生じた交通事故による災害を受けた場合
- 4 電車、航空機、船舶などの事故による災害を受けた場合
- 5 自転車の二人乗りや、酒気帯びでの走行中にケガをした場合
- 6 車両乗降の際に災害を受けた場合
- 7 歩行者の転倒や作業中の事故など交通事故以外の災害を受けた場合
- 8 その他これらに類する故意または重大な過失と管理者が認める場合

見舞金について

被災者名が確認できる交通事故証明書のある請求は、災害の程度により、3万～50万円の見舞金（死亡した場合は100万円）が支給されます。交通事故証明書がない請求は、内容を審査のうえ、適当と認められた場合、特例見舞金として災害の程度に関わらず、1万円が支給されます。



■共済見舞金等金額表

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	1,000,000円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から第3級各号に掲げる障害の場合	500,000円
3	重傷（1か月（30日）以上の治療を要する場合）	70,000円
4	軽傷（1か月（30日）未満の治療を要する場合）	30,000円

※治療期間（見込み含む）により等級を区分します。

請求について

<請求期間>

交通事故にあった日から1年以内。ただし、交通事故がもつて2等級の対象となる後遺障害が残った場合は2年以内。

<請求に必要な書類>

自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書（被災者名が確認できるもの）や医師の診断書などが必要です。事故によって必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

交通事故にあったら、
必ず警察に届けま
しょう！

- 交通事故にあった場合、必ず警察署または最寄りの交番に届け出してください。
- 同乗者や相手方のいない自損事故、自転車、バイクなどの転倒なども必ず届けましょう。
- 届け出をし、交通事故と扱われた場合、交通事故証明書が発行されます。
- 物件事故証明書の場合、同乗者の記載がありませんのでご注意ください。

● 申込み・問合せ／総務課 消防防災係 ☎44-1111（内線 1352・1354）